

保健師、助産師、看護師について

区分	保健師	助産師	看護師
定義	厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者	厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子	厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者
免許	保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許	助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許	看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許
試験資格	学校	文部科学大臣の指定した学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者	文部科学大臣の指定した学校において六月以上助産に関する学科を修めた者
	養成所	文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した者	文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した助産師養成所を卒業した者
その他	—	—	免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前二号に規定する学校又は養成所において二年以上修業したもの
外国	外国の第二条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの	外国の第三条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの	外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
学校養成所の指定基準	一 法第二十一条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。 二 修業年限は、六月以上であること。 三 教育の内容は、別表一に定めるもの以上であること。	一 法第二十一条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。 二 修業年限は、六月以上であること。 三 教育の内容は、別表二に定めるもの以上であること。	一 学校教育法第五十六条に該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。 二 修業年限は、三年以上であること。 三 教育の内容は、別表三に定めるもの以上であること。

四 別表一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち三人以上は保健師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。

五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。

七 図書室及び専用の実習室を有すること。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

九 別表一に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することがでできること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

四 別表二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち三人以上は助産師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。

五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。

七 図書室及び専用の実習室を有すること。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

九 別表二に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

四 別表三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。

五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。

七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とができる。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

九 別表三に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

北海道厚生局所管指定養成施設等一覧

平成20年4月1日現在

○看護師養成所【42校45課程】

番号	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
35	専門学校北海道保健看護大学校	保健看護学科	(学) 吉田学園	札幌市東区中沼西4条2丁目117-651	昼間	4年	40	H14.4.1
36	専門学校日本福祉看護学院	看護学科	(学) つしま記念学園	札幌市清田区真栄434-1	昼間・全日制	4年	50	H17.12.28
37	西札幌病院附属札幌看護学校		独立行政法人国立病院機構	札幌市西区山の手4条6丁目2	昼間	3年	80	S27.4.1
38	勤医協札幌看護専門学校	看護学科	(社) 北海道勤労者医療協会	札幌市東区伏古11条1丁目1-15	昼間	3年	60	S54.3.1
39	北海道ハイテクノロジー専門学校	看護学科	(学) 産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	40	H4.4.1
40	北海道立衛生学院	看護学科	北海道	札幌市中央区南2条西15丁目	昼間	2年	40	S37.1.22
41	札幌市医師会看護専門学校	看護師科	(社) 札幌市医師会	札幌市中央区大通西19丁目	夜間・定時制	3年	80	H18.4.1
42	琴似看護専門学校		(医社) 静和会	札幌市西区琴似1条5丁目2-25	夜間・定時制	2年	30	S47.4.1
43	中村記念病院附属看護学校		(医) 医仁会	札幌市南区石山2条9丁目7-1	昼間	2年	70	S62.2.13
44	札幌医療科学専門学校	看護科(通信制)	(学) 西野学園	札幌市西区西野2条2丁目8-15	通信制	2年	250	H17.4.1
45	市立小樽病院高等看護学院		小樽市	小樽市東雲町9番12号	昼間	3年	30	S27.3.20
46	小樽看護専門学校		(学) 共育の森学園	小樽市入船4丁目9番1号	夜間・定時制	3年	50	S40.9.24

番号	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
47	岩見沢市立高等看護学院		岩見沢市	岩見沢市8条西9丁目34	昼間	3年	40	S51. 4. 1
48	砂川市立病院附属看護専門学校		砂川市	砂川市西4条北1丁目1-5	昼間	3年	35	H3. 4. 1
49	滝川市立高等看護学院		滝川市	滝川市新町2丁目8-10	昼間	3年	25	S44. 4. 1
50	深川市立高等看護学院		深川市	深川市5条6-2	昼間	3年	20	S46. 4. 1
51	駒沢看護保育福祉専門学校	(学) 駒沢岩見沢学園		岩見沢市9条西3丁目-1-15	昼間	2年	50	H9. 4. 1
52	日鋼記念看護学校	看護学科	(医社) カレスアライアンス	室蘭市新富町1丁目5-13	昼間	3年	70	S63. 4. 1
53	市立室蘭看護専門学院		室蘭市	室蘭市東町4丁目20-6	昼間	3年	50	S43. 4. 1
54	伊達赤十字看護専門学校		日本赤十字社	伊達市末永町81-12	昼間	3年	30	S19. 4. 1
55	王子総合病院附属看護専門学校		(医) 王子総合病院	苫小牧市表町4丁目2-51	昼間	3年	40	H2. 4. 1
56	浦河赤十字看護専門学校		日本赤十字社	浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目3-39	昼間	3年	30	H2. 4. 1
57	苫小牧看護専門学校	看護第2科 看護第1科	(社) 苫小牧市医師会	苫小牧市住吉町2丁目10-6	昼間・定時制	2年	40	S55. 4. 1
58	函館病院附属看護学校		独立行政法人国立病院機構	函館市川原町18-13	昼間	3年	40	H18. 4. 1
59	市立函館病院高等看護学院		函館市	函館市港町1丁目5-15	昼間	3年	70	S25. 3. 25

番号	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業 年限	入 学 定 員	指 定 年 月 日
60	函館厚生院看護専門学校		(福) 函館厚生院	函館市本町33-2	昼間	3年	40	S28. 4. 1
61	函館医療保育専門学校	看護科	(学) 野又学園	函館市柏木町1-60	昼間	3年	50	H元. 2. 2
62	北海道立江差高等看護学院		北海道	檜山郡江差町字伏木戸町483	昼間	3年	40	H10. 4. 1
63	函館市医師会看護専門学校		(社) 函館市医師会	函館市湯川町3丁目38-45	昼間	2年	40	H17. 4. 1
64	北海道立旭川高等看護学院	看護学科	北海道	旭川市緑が丘東3条1-1-2	昼間	3年	40	S48. 4. 26
65	厚生連旭川厚生看護専門学校		J A 北海道厚生連	旭川市東旭川町下兵村297	昼間	3年	80	H3. 1. 7
66	富良野看護専門学校		富良野市	富良野市弥生町5-1	昼間	3年	40	H6. 2. 18
67	旭川市医師会看護専門学校	看護師1科 看護師2科	(社) 旭川市医師会	旭川市金星町1丁目1-50	夜間・定時制	2年	40	S45. 4. 10
68	釧路労災看護専門学校		独立行政法人労働者健康福祉機構	釧路市中園町13-38	昼間・定時制	3年	40	H10. 4. 10
69	釧路市立高等看護学院		釧路市	釧路市春湖台1-18	昼間	3年	30	S49. 4. 1
70	北海道社会事業協会帯広看護専門学校		(財) 北海道社会事業協会	帯広市東5条南13丁目1-3	昼間	3年	30	S47. 9. 1
71	北見医師会看護専門学校	看護学科	(社) 北見医師会	北見市幸町3丁目1-24	昼間・定時制	3年	40	S28. 4. 1
72	北海道立網走高等看護学院		北海道	網走市北12条西2丁目2-10	昼間	2年	40	S46. 4. 1

番号	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
73	北海道立紋別高等看護学院		北海道 十勝圏複合事務組合	紋別市緑町5丁目6-7 帯広市西11条南39丁目1-3	昼間 昼間	3年 3年	30 20	S49.2.27 S48.4.1
74	帯広高等看護学院	看護学科	(学)相模学院	旭川市緑が丘東1条2-1-28	昼間	3年	40	H20.4.1
75	北都保健福祉専門学校	看護学科	(社)釧路市医師会	釧路市弥生1丁目4-12	昼間	3年	40	H19.12.25
76	釧路市医師会看護専門学校							
○保健師養成所【3校3課程】								
77	北海道立旭川高等看護学院	地域看護科	北海道	旭川市緑が丘東3条1-1-2	昼間	1年	30	S62.2.13
78	北海道立衛生学院	地域看護学科	北海道	札幌市中央区南2条西15丁目	昼間	1年	40	S27.9.18
79	専門学校北海道保健看護大学校	保健看護学科	(学)吉田学園	札幌市東区中沼西4条2丁目117-651	昼間	4年	40	H14.4.1
○助産師養成所【2校2課程】								
80	北海道立旭川高等看護学院	助産学科	北海道	旭川市緑が丘東3条1-1-2	昼間	1年	20	S57.12.24
81	北海道立衛生学院	助産学科	北海道	札幌市中央区南2条西15丁目	昼間	1年	30	S27.9.18

理学療法士、作業療法士について

区分	理学療法士	作業療法士
定義	<p>厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者</p> <p>「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るために、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気・刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること</p>	<p>厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者</p> <p>「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るために、手芸、工作その他の作業を行なわせること</p>
免許	理学療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許	作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許
試験資格	学校・養成所 大学に入学することができる者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの	大学に入学することができる者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの
	作業療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの	理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの
外国	外国の理学療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したものの	外国の理学療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したものの
学校・養成施設指定の基準	一 <u>学校教育法第九十条第一項に規定する者(法第十二条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該</u>	一　前条第一項第一号、第二号及び第六号から第十二号までに該当するものであること

大学に入学させた者を含む。)、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六条)による中等学校を卒業した者又は附則第三項各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、三年以上であること。

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 別表第一に掲げる教育内容を教授するのに適當な数の教員を有し、かつ、そのうち六人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は理学療法士である専任教員であること。ただし、理学療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができる。

五 理学療法士である専任教員は、免許を受けた後五年以上理学療法に関する業務に従事した者であること。

六 一学級の定員は、四十人以下であること。

七 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること

八 適當な広さの実習室を有すること。

九 教育上必要な機械器具、標本、模型、図書及びその他の設備を有すること

十 臨床実習を行うのに適當な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること

十一 実習施設における臨床実習について適當な実習指導者の指導が行われること

十二 管理及び維持経営の方法が確実であること

二 教育の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。

三 別表第二に掲げる教育内容を教授するのに適當な数の教員を有し、かつ、そのうち六人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は作業療法士である専任教員であること。ただし、作業療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができる。

四 作業療法士である専任教員は、免許を受けた後五年以上作業療法に関する業務に従事した者であること。

北海道厚生局所管指定養成施設等一覧

平成20年4月1日現在

番号	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業 年限	入定員	指定年月日
----	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-------

○理学療法士養成施設【6校 7課程】

90	専門学校北海道リハビリテーション大학교	理学療法学科	(学) 吉田学園	札幌市東区中沼西4条2-1-15	昼間	4年	40	H8. 4. 1
91	札幌リハビリテーション専門学校	理学療法士科	(学) 西野学園	札幌市中央区北4条西19-1-3	昼間	4年	40	H13. 4. 1
92	札幌医療福祉デジタル専門学校	理学療法学科	(学) 都築教育園	札幌市北区北6条西1丁目3-1	昼夜間	3年	40	H20. 4. 1
93	専門学校日本福祉リハビリテーション学院	理学療法士学科	(学) つしま記念学園	恵庭市恵み野西6丁目17-3	昼夜間	4年	40	H7. 4. 1
94	北海道千歳リハビリテーション学院	理学療法学科	(学) 淳心学園	千歳市里美2丁目10	昼夜間	3年	80	H7. 4. 1
95	北都保健福祉専門学校	理学療法学科	(学) 稲積学園	旭川市緑が丘東1条2-1-28	昼夜間	4年	40	H7. 4. 1

○作業療法士養成施設【6校 7課程】

96	専門学校北海道リハビリテーション大학교	作業療法学科	(学) 吉田学園	札幌市東区中沼西4条2-1-15	昼間	4年	40	H8. 4. 1
97	札幌リハビリテーション専門学校	作業療法士科	(学) 西野学園	札幌市中央区北4条西19-1-3	昼夜間	4年	40	H13. 4. 1
98	札幌医療福祉デジタル専門学校	作業療法学科	(学) 都築教育園	札幌市北区北6条西1丁目3-1	昼夜間	3年	40	H20. 4. 1
99	専門学校日本福祉リハビリテーション学院	作業療法士学科	(学) つしま記念学園	恵庭市恵み野西6丁目17-3	昼夜間	4年	40	H7. 4. 1
100	北海道千歳リハビリテーション学院	作業療法学科	(学) 淳心学園	千歳市里美2丁目10	昼夜間	3年	60	H10. 4. 1

番号	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
101	北都保健福祉専門学校	作業療法学科	(学) 稲積学園	旭川市緑が丘東1条2-1-28	昼間	4年	30	H8.4.1

専修学校とは

専修学校は、昭和 51 年に新しい学校制度として創設されました。学校教育法の中で専修学校は、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的とする学校であるとされ、実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、多岐にわたる分野でスペシャリストを育成しています。

専修学校は、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準（専修学校設置基準等）を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置されます。

事 項	専修学校設置基準
修業年限	1 年以上
年間授業時数	800 時間以上 夜間その他特別の時間に授業を行う場合、修業年限に応じて年間授業時数を減ずることができることとし、この場合には 1 年間に 450 時間以上とする
収容定員	40 人以上
同時に授業を行う生徒数	40 人以下を原則
入学資格	高等課程 … 中学校卒業程度 専門課程 … 高等学校卒業程度 一般課程 … 特になし
授業科目	課程ごとにそれぞれの課程にふさわしい授業科目を開設する
教員数	生徒定員 80 人までは最低 3 人 課程及び目的に応じる分野の区分ごとに生徒総定数に応じて増加。半数以上は専任（最低 3 人）
校長の資格	教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者
教員の資格	大学、専修学校専門課程等の卒業・修了後、一定期間、学校・研究所等で教育、研究又は技術に関する業務に従事した者などでその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有する者
位置及び環境	教育上及び保健衛生上適切なものであること
校地	校舎等を保有するに必要な面積を備えること
校舎等	生徒定員 40 人までの場合は下記の面積以上 ○ 高等課程・専門課程 工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉関係 260 平方メートル 商業実務、服飾・家政、文化・教養関係 200 平方メートル ○ 一般課程 130 平方メートル 生徒定員 40 人を超える場合 1 人につき 3.0 平方メートルから 2.3 平方メートル程度加算 ※ 特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合には、基準面積を下回ることは可能。
設置者	国及び地方公共団体のほか、次の各号に該当する者 ① 専修学校経営のために必要な経済的基盤を有すること ② 専修学校経営のために必要な知識又は経験を有すること ③ 社会的信望を有すること

■保健師助産師看護師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百三号）

第二条 この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

第三条 この法律において「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

第四条 削除

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

第七条 保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

- 2 助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。
- 3 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第八条 准看護師になろうとする者は、准看護師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。

第十九条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した者
- 三 外国の第二条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において六月以上助産に関する学科を修めた者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した助産師養成所を卒業した者
- 三 外国の第三条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、こ

れを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者
- 三 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前二号に規定する学校又は養成所において二年以上修業したもの
- 四 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十二条 准看護師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
- 三 前条第一号、第二号又は第四号に該当する者
- 四 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前条第四号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適當と認めたもの

■保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年十二月八日政令第三百八十六号）

（学校又は看護師等養成所の指定）

第十一条 主務大臣は、法第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二条第一号に規定する学校（以下「学校」という。）又は法第十九条第二号に規定する保健師養成所、法第二十条第二号に規定する助産師養成所若しくは法第二十二条第二号に規定する看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

■理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年六月二十九日法律第百三十七号）

（定義）

- 第二条 この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るために、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。
- 2 この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るために、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。
- 3 この法律で「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう。
- 4 この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。

（免許）

- 第三条 理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

（理学療法士国家試験の受験資格）

- 第十一条 理学療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けことができない。
- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 作業療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの
- 三 外国の理学療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

（作業療法士国家試験の受験資格）

- 第十二条 作業療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けことができない。
- 一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技

能を修得したもの

- 三 外国の作業療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で作業療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(業務)

第十五条 理学療法士又は作業療法士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行なうことを業とすることができます。

- 2 理学療法士が、病院若しくは診療所において、又は医師の具体的な指示を受けて、理学療法として行なうマツサージについては、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第一条の規定は、適用しない。
- 3 前二項の規定は、第七条第一項の規定により理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

■理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年十月一日政令第三百二十七号）

(学校又は養成施設の指定)

第九条 主務大臣は、法第十一条第一号若しくは第二号若しくは第十二条第一号若しくは第二号に規定する学校又は法第十一条第一号若しくは第二号に規定する理学療法士養成施設若しくは法第十二条第一号若しくは第二号に規定する作業療法士養成施設（以下「学校養成施設」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(主務大臣等)

第十八条 この政令における主務大臣は、法第十一条第一号若しくは第二号又は第十二条第一号若しくは第二号の規定による学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、法第十一条第一号若しくは第二号の規定による理学療法士養成施設又は法第十二条第一号若しくは第二号の規定による作業療法士養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣とする。

- 2 この政令における主務省令は、文部科学省令・厚生労働省令とする。

■学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

第一百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第一百五十五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- 2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。
- 4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第一百六十六条 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

- 2 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

第一百三十条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

■私立学校法（昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号）

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

- 2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第一百二十四条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。
- 3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

(所轄庁)

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

- 一 私立大学及び私立高等専門学校
- 二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校
- 三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人
- 四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第六十四条第四項の法人
- 五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

■保健師助産師看護師学校養成所指定規則

(昭和二十六年八月十日文部省・厚生省令第一号)

(この省令の趣旨)

第一条 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）

第十九条第一号、法第二十条第一号、法第二十一条第一号 若しくは法第二十二条第一号 の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校又は法第十九条第二号、法第二十条第二号 若しくは法第二十一条第二号 の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保健師養成所、助産師養成所若しくは看護師養成所若しくは法第二十二条第二号 の規定に基づき都道府県知事が指定する准看護師養成所（以下「准看護師養成所」という。）の指定に関しては、保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条 の規定による学校及びこれに付設される同法第百二十四条 の規定による専修学校又は同法第百三十四条第一項 の規定による各種学校をいう。

(保健師学校養成所の指定基準)

第二条 法第十九条第一号 の学校及び同条第二号 の保健師養成所（以下「保健師学校養成所」という。）に係る令第十一条 の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第二十一条 各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、六月以上であること。
- 三 教育の内容は、別表一に定めるもの以上であること。
- 四 別表一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち三人以上は保健師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

- 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室及び専用の実習室を有すること。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表一に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(助産師学校養成所の指定基準)

- 第三条 法第二十条第一号 の学校及び同条第二号 の助産師養成所(以下「助産師学校養成所」という。)に係る令第十一条 の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 法第二十一条 各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
 - 二 修業年限は、六月以上であること。
 - 三 教育の内容は、別表二に定めるもの以上であること。
 - 四 別表二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち三人以上は助産師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
 - 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
 - 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
 - 七 図書室及び専用の実習室を有すること。
 - 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
 - 九 別表二に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
 - 十 専任の事務職員を有すること。

- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(看護師学校養成所の指定基準)

第四条 法第二十一条第一号 の学校及び同条第二号 の看護師養成所(以下「看護師学校養成所」という。)のうち、学校教育法第九十条第一項 に該当する者(法第二十一条第一号 に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項 の規定により当該大学に入学させた者を含む。)を教育する課程を設けようとするものに係る令第十二条 の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第五十六条 に該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、三年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表三に定めるもの以上であること。
- 四 別表三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができます。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表三に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条 の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。

- 一 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後十年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、二年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表三の二に定めるもの以上であること。
- 四 別表三の二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち七人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができます。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表三の二に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することがされること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

3 看護師学校養成所のうち、高等学校及び当該高等学校の専攻科(以下この項において「専攻科」という。)において看護師を養成する課程を設けようとするものに係る令第十一條の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 高等学校及び専攻科が、看護師を養成するために一貫した教育を施すものであること。
- 二 専攻科の修業年限は、二年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表三の三に定めるもの以上であること。
- 四 別表三の三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、四十人以下であること。
ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができます。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表三の三に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することがされること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

別表1(第2条関係)

教育内容	単位数	備考
地域看護学	12(10)	
地域看護学概論	3(2)	
地域看護活動論	9(8)	
疫学・保健統計	4	情報処理を含む。

保健福祉行政論	2	(1)	
臨地実習	3		
地域看護学実習	3		
合計	21	(18)	

- 備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条第2項の規定の例による。
- 2 看護師学校養成所のうち第4条第1項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表3に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習3単位以上及び臨地実習以外の教育内容18単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表2(第3条関係)

教育内容	単位数	備考
基礎助産学	6 (5)	
助産診断・技術学	6	
地域母子保健	1	
助産管理	1	
臨地実習	8	
助産学実習	8	実習中分べん(妊娠7月未満の分べんを除く。)の取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき10回程度行わせること。
合計	22 (21)	

- 備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。
- 2 看護師学校養成所のうち第4条第1項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表3に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習8単位以上及び臨地実習以外の教育内容14単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表3(第4条関係)

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	13
	人間と人間生活の理解	13
専門基礎分野	人体の構造と機能	15
	疫病の成り立ちと回復の促進	15
専門分野	社会保障制度と生活者の健康	6
	基礎看護学	10
専門分野	在宅看護論	4
	成人看護学	6
	老年看護学	4
	小児看護学	4
	母性看護学	4
	精神看護学	4
	臨地実習	23
	基礎看護学	3
	在宅看護論	2
	成人看護学	8
	老年看護学	4
	小児看護学	2
	母性看護学	2
	精神看護学	2
合計		93

- 備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。
- 2 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。
- イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学
 - ロ 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第12条第1号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第2号の規定により指定されている歯科衛生士養成所
 - ハ 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第20条第1号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
 - 二 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第15条第1号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
 - ホ 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士施設又は同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
 - ヘ 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)第14条第1号又は第2号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
 - ト 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第14条第1号、第2号又は第3号

- の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- チ 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第14条第1号、第2号又は第3号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
- リ 救急救命士法(平成3年法律第36号)第34条第1号、第2号又は第4号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
- ヌ 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第33条第1号、第2号、第3号又は第5号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習23単位以上及び臨地実習以外の教育内容70単位以上(うち基礎分野13単位以上、専門基礎分野21単位以上及び専門分野36単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

